

医療機関・社会福祉施設等 原子力災害避難計画 策定ガイドライン

福島県保健福祉部

平成28年10月

医療機関・社会福祉施設等原子力災害避難計画策定ガイドライン

作成：福島県保健福祉部保健福祉総務課

〒960-8670 福島市杉妻町2番16号（西庁舎7階）

電話 024-521-7217

FAX 024-521-7979

Email hofukusoumu@pref.fukushima.lg.jp

I ガイドラインの目的

東日本大震災において、避難に際して特に配慮を要する、いわゆる要配慮者（入院患者、高齢者、乳幼児、妊産婦、傷病者、障がい者・児）において、情報伝達、避難先、搬送手段及び避難ルートに関する事前の調整が、県、市町村、関係機関、さらには病院や社会福祉施設の間で十分に行われていなかったことから、受入先の確保に時間を要したり、要配慮者の受入には適さない施設への避難などの事例が生じました。

このため、平成25年3月に改定した福島県地域防災計画（原子力災害編）及び平成26年4月に策定した福島県原子力災害広域避難計画において、原子力災害対策重点区域内の病院や社会福祉施設等（以下「病院・施設等」という。）の管理者は、県、関係市町村と連携し、原子力災害時における「避難計画」をあらかじめ定めておくこととしています。

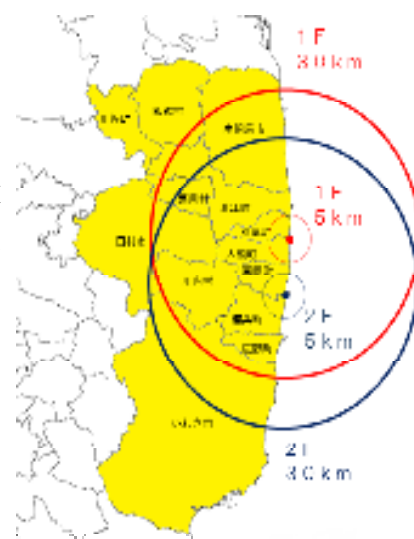
区域内の病院・施設等においては、このガイドラインを参考とし、それぞれ実情に応じた避難計画を作成するとともに、原子力災害時においては、作成した避難計画をもとに、安全かつ迅速に避難を行うものとします。

なお、本ガイドラインは、県地域防災計画等の改定等、状況の変化があった場合は、必要に応じて見直すこととしています。

II 避難計画作成の対象地域

避難計画作成の対象となる地域は、「福島県原子力災害広域避難計画」の「2. 2 避難対象区域について」に定められているように、平成23年3月に発生した東京電力福島第一及び第二原子力発電所の事故に伴う原子力災害において、国の指示に基づく避難及び屋内退避の防護措置が講じられた範囲とします。

（右図のとおり、いわき市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村が対象地域となります。）



また、対象となる施設は、医療機関〔病院・有床診療所〕、社会福祉施設等のうち入所施設〔児童養護施設、障害児入所施設（福祉型・医療型）、障害者支援施設、障害者グループホーム、救護施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、介護老人保健施設、認知症グループホーム〕となります。

Ⅲ 避難計画の作成方法

病院・施設等の管理者は、本ガイドラインの計画作成例を参考に避難計画を作成する必要があります。

避難計画の実効性を確保するため、計画立案の段階から各職種の職員が参画し、各部署が具体的に実施すべき事項や連携する事項等を具体的に確認・検討し、作成することが重要です。

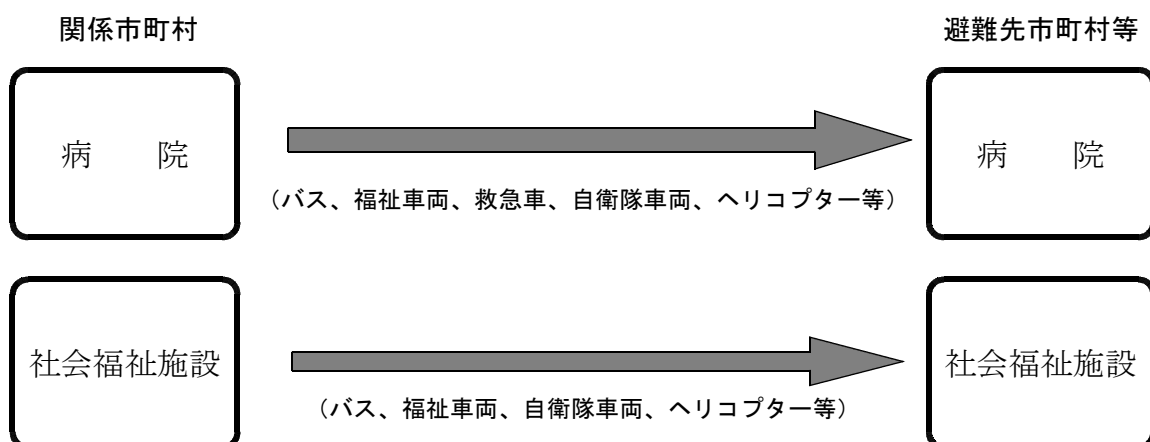
また、入院患者・入所者等の要配慮者の避難にあたっては、搬送に伴うリスクもあることから、県の避難指示に基づき避難を行うことが求められます。

そのため、病院・施設等の避難計画については、「市町村広域避難計画」や「福島県地域防災計画（原子力災害編）」、「福島県原子力災害広域避難計画」を踏まえて、作成する必要があります。

Ⅳ 緊急時の対応について

緊急時の対応については、「福島県原子力災害広域避難計画」の「3 避難等の基本的な流れ」に定められていますように、原子力発電所の状況に応じ、県等から指示があります。

また、関係市町村内の病院・施設等における基本的な広域避難の枠組みは、下記のとおり病院の入院患者は病院へ、社会福祉施設の入所者は社会福祉施設への避難を想定しています。



V 避難先、避難手段等の考え方について

(1) 避難先の確保

避難先については、各施設が避難先を確保できる場合は、「避難計画」の中で避難先施設を明記することとします。避難先を確保できない場合は、県が事前に避難先候補施設を登録しておき、災害時に県が関係機関と連携して調整します。（この場合は「避難計画」の中に避難先を記載しないこととします。）

「避難計画」には、災害時に避難先との調整のために必要な情報を、作成例に従い記載してください。

(2) 避難の実施等

避難は、病院・施設等が保有する車両と県が関係機関と連携し確保する車両等で行います。

「避難計画」には、保有している車両の台数及び不足する車両の種類や台数等をあらかじめ記載してください。

また、避難経路は、避難する際に県から指示します。あらかじめ避難先が決まっている場合は、病院・施設等が所在する「市町村広域避難計画」等で定める避難経路を踏まえ、あらかじめ避難経路を定めてください。

(3) 避難により健康リスクが高まる者の判断

避難の実施により、避難しなかった場合に比べて健康リスクが高まる者の判断は、病院・施設等の施設管理者が行うこととなります。

「避難計画」を作成するに当たり、常勤医師がいない場合などは、あらかじめ対応方法を嘱託医と相談してください。

VI 避難計画の内容等

次に示す避難計画の作成例を参考に、次の留意点を踏まえ、各施設の実態に応じた計画を作成してください。

(留意点)

- ①避難実施責任者
- ②避難者の順位
- ③避難誘導責任者及び補助者
- ④避難の指示伝達方法
- ⑤患者等の避難に必要な資機材の確保
- ⑥避難時における搬送や医療維持の方法等
- ⑦避難者の把握方法
- ⑧入院患者及び入所者の家族等への連絡方法
- ⑨被災時における施設内の衛生の確保
- ⑩外来者の避難誘導及び周知の方法

<施設名>原子力災害時避難計画（作成例）

第1章 総則

（目的）

第1条 この計画は、福島県原子力災害広域避難計画4.8に基づき、<〇〇〇施設名>（以下「施設」という。）における原子力災害対策について必要な事項を定め、東京電力福島第一及び第二原子力発電所の原子炉施設から放射性物質又は放射線が異常な水準で発電所外へ放出されることによる災害から、施設利用者及び職員等を安全かつ迅速に避難させることを目的とする。

・「施設」、「施設利用者」という表現は、施設に応じて病院や入院患者等の表現に変更してください。

（適用範囲）

第2条 この計画は、施設利用者及び職員に適用する。

（施設管理者の役割）

第3条 施設管理者は、本計画に基づき、施設職員を指揮し、原子力災害対策を総合的に推進するために必要な措置を講じるものとする。

2 施設職員は、施設管理者の指揮の下、施設利用者等の人命の確保のため、本計画に基づき、必要な措置を講じるものとする。

3 施設利用者は、原子力災害から身を守るため、施設管理者及び施設職員の指示に従うものとする。

第2章 原子力災害事前対策

（原子力災害対策委員会）

第4条 施設管理者は、原子力災害業務に適切に対応するため、原子力災害対応上の基本的な事項を審議する原子力災害対策委員会（以下、委員会という。）を置く。

2 委員会の委員長は、施設管理者とする。

3 委員会に総括・情報班、教育・訓練班、備蓄班を「原子力災害対策委員会の組織体制（別紙1）」のとおり置く。委員長は各班の班長を定め、班長は委員会の委員となる。

- ・ 施設内での体制づくり及び職員間での情報共有を図るため、施設内の全部門、全職種からの参加を得て、原子力災害対策を検討してください。
- ・ 本ガイドラインで示している委員会の名称や組織体制は例示であり、施設の規模や利用者・職員数等の実態に合わせて策定してください。
- ・ 既存の防災対策の組織がある場合は、当該組織に原子力災害に必要な事項を付加するなどして、一体化することも可能です。

（委員会の開催）

第5条 委員会は、（定例会と臨時会の2種とし、定例会は年〇回、臨時会については）委員長が必要と認めるときに開催する。

2 委員会は、次の各号について審議検討する。

- （1）原子力災害避難計画の作成、検証及び改定に関する事。
- （2）原子力災害時緊急連絡網及び職員招集・参集に関する事。
- （3）避難場所、避難経路、避難手段及び避難方法に関する事。
- （4）防災教育及び避難訓練に関する事。
- （5）施設利用者の情報に関する事。
- （6）食糧、飲料水、医薬品等の備蓄、施設利用者移送資機材等の確保に関する事。
- （7）その他原子力災害対策について必要な事項に関する事。

- ・ 委員会の開催回数は、施設の実情に合わせて定めてください。
- ・ 平常時より施設内で原子力災害対策に関する情報を共有しておくことが非常に重要ですので、第5条第2項各号に定める事項以外にも必要な審議検討事項がある場合は追記してください。
- ・ 県及び市町村の地域防災計画が改訂された場合には、適宜避難計画の見直しを行ってください。

（緊急連絡体制及び利用者情報の整理）

第6条 施設管理者は、原子力災害に備え、緊急時における情報伝達の手段及び方法を整備するとともに、施設における原子力災害時緊急連絡体制及び職員招集・参集方法を定めるものとする。

- 2 施設管理者は、緊急時における施設利用者の家族等への連絡方法を確認するほか、避難先において施設利用者個々の心身の状態等を把握するため、施設利用者の情報をいつでも持ち出せるよう準備するものとする。
- 3 原子力災害時緊急連絡体制及び職員招集・参集方法は、緊急連絡先一覧（別紙3）のとおりとする。

- ・ 次に掲げる内容は、事前に決めておいてください。
 - ①原子力災害時における行政機関等との情報収集・伝達方法
 - ②施設内での情報伝達方法
 - ③時間帯に応じた確実な情報伝達方法および代替手段
 - ④施設間や施設利用者の家族等への連絡方法
- ・ 施設利用者個々の状態を避難先で把握する資料がない場合は、施設利用者情報カード（別紙2）を作成してください。
- ・ 大規模自然災害の発生等による情報伝達手段の機能喪失を想定し、複数の伝達手段を確保してください。
- ・ 不測の事態により、指定していた参集可能職員が参集できない場合または参集が遅れる場合に備え、あらかじめその代替人員と代理順位（居住地が近い順、先に到着した順など）を定めてください。
- ・ 必要に応じて、自主防災組織等や他施設への支援要請など連携の構築も検討してください。

（原子力防災教育）

第7条 施設管理者は、県及び市町村等の協力を得て、原子力災害についての施設利用者及び職員の理解と関心を高める原子力防災教育を行う。

2 原子力防災教育は、次の各号について行う。

- (1) 原子力災害に関する基礎的知識
- (2) 避難計画の周知徹底
- (3) 原子力災害時に利用者及び職員が具体的にとるべき行動に関する知識
- (4) 避難先、避難経路、避難手段、避難方法その他避難対策に関する知識
- (5) 非常持出品の準備等防災対策に関する知識
- (6) 避難生活に関する知識
- (7) その他原子力防災対策について必要な知識

- ・ 実際の避難を想定し、役割分担、行動手順、避難先、避難経路、避難誘導方法は重点的に教育を行ってください。
- ・ 防災教育の方法はマンネリ化しないよう創意工夫に努めてください。

- ・ 防災教育の実施に際し、必要に応じて、施設利用者の家族等にも参加を要請してください。

（原子力災害避難訓練）

第8条 施設管理者は、原子力災害時における避難等の防護措置の円滑な遂行を図るため、原子力災害避難訓練を企画するものとする。

- 2 原子力災害避難訓練は、（年1回以上実施するものとし、）施設利用者及び職員が参加して、情報の伝達、避難誘導を連携して行うものとする。
- 3 原子力災害避難訓練実施後は、委員会において、その実施効果等の検証を行うものとする。

- ・ 消防・防災訓練に合わせて実施を検討してください。
- ・ 原子力災害発生後の初動対応とその後の避難活動を安全かつ迅速に行うため、関係者間の連携不足による情報の受伝達に混乱が生じないように、避難訓練等を通してシミュレーションをしておいてください。
- ・ 訓練は、目的、チェックすべき項目の設定を具体的に定めて行うこととし、訓練参加者に事前に周知してください。
- ・ 利用者の実態に即したものとなるよう訓練を行うとともに、訓練実施後は検証を行い、必要に応じて避難計画に反映させてください。
- ・ 訓練の実施に当たっては、消防署や地域の自主防災組織等の協力を得たり、地元自治体が行う避難訓練にも参加するよう努めてください。

（備蓄及び点検）

第9条 施設管理者は、食料・飲料水・医薬品等の備蓄、施設利用者の避難に必要な資機材の確保、非常用自家発電機等の整備を行うとともに、これらの点検を定期的に行うものとする。

- 2 前項の備蓄物資の種類及び数量は、備蓄品・非常持出品リスト（別紙4）のとおりとする。
- 3 前2項について、施設の防災対策等のため別に備蓄があるときは、これに代えることができる。

- ・ 避難の長期化に備え、入所者および職員が最低限度の生活を維持できるよう、3日分程度の食糧、飲料水、医薬品、介護用品等の備蓄に努めてください。（飲料水については、1日1人3リットルが基準。）

- ・ 利用者の状態に応じた生活物資や資機材をリストアップするとともに、備蓄した食糧や医薬品は有効期限切れにならないよう、定期的に在庫チェックし、常に必要量を確保するよう努めてください。
- ・ 日頃から防災設備や非常用発電設備等施設設備の点検を行い、異常がある場合や不備欠陥設備等については速やかに改善してください。
- ・ 施設の耐震性・耐火性を確保するとともに、放射線からの影響を低減させるために窓等の気密性を向上させるよう努めてください。
- ・ 避難生活を余儀なくされ、長期間、施設に戻れなくなる場合に備え、常時、暖房器具類の管理はもとより、危険物の保管状況についても、十分に点検・確認を行い、異常がある場合や不備欠陥設備等については速やかに改善を図ってください。

（避難先、避難経路、避難手段及び避難方法）

第10条 施設管理者は、原子力災害時において施設利用者及び職員を避難させる場合に備え、あらかじめ避難先、避難経路、避難手段及び避難方法を「避難に関する基本情報（別紙5）」のとおりまとめる。

2 前項で定めた内容は、適切な方法により施設利用者及び職員に周知するものとする。

- ・ 避難先を確保できない場合には、避難先について災害時に県が関係機関等と調整して決定するので、施設では災害時に県が避難先の調整に当たって必要となる情報をまとめ、伝達する体制を整えておいてください。
- ・ 避難手段は施設が保有している車両を活用しつつ、県が関係機関と連携して必要な車両等を確保します。
- ・ 利用者の避難を安全かつ迅速に実施するための支援体制（施設から避難の際に付き添う職員の人数・職種、必要な車両台数など）をあらかじめ定めておいてください。
- ・ 避難先が事前に決まっている場合、スクリーニングの候補地等について参考まで事前に確認をお願いします。【福島県原子力災害広域避難計画 参考資料4「スクリーニング候補地一覧」を参照ください。（計画の候補地と実際のスクリーニングの場所は変更になる可能性があります。）】
なお、避難する際に、スクリーニングの場所等についても併せて指示します。
- ・ 入所者の家族等への引き渡しについて、その可能性と方法を家族等とあらかじめ確認しておいてください。

第3章 原子力災害応急対策

(応急対策本部の設置)

第11条 施設管理者は、国・県・市町村等から、東京電力福島第一及び第二原子力発電所で重大なトラブルが発生したという情報を入手した場合には、施設管理者を本部長とする応急対策本部を設置する。

2 応急対策本部は、「応急対策本部の組織体制（別紙6）」のとおり本部長、副本部長、連絡調整班、安全確認班、応急物資班、避難誘導班、救護班で編成し、副本部長及び各班の責任者で構成する。

- ・ 原子力災害発生時における避難を安全かつ迅速に行うため、施設の規模等に応じて、役割分担及び指揮系統を明確にした組織を編成してください。
- ・ 本案では、連絡調整班、安全確認班、応急物資班、避難誘導班、救護班を組織する場合を想定して記載していますが、病院・施設の実情に応じた班編成を行うとともに、業務内容をわかりやすく詳細に決めておいてください。
- ・ 夜間など避難誘導者等が不足・不在の場合の初動対応を円滑に進めるために、少人数体制における初動対応についても確認しておいてください。
- ・ 対応要員の実効的な動員計画を定めてください。
- ・ 応急対策本部を構成する人員は、第4条に定める班と関連付けて分担を決めておいてください。
- ・ 本部長だけではなく、施設の実情に応じて各班の責任者にも代理者を置くことが望ましいと考えられます。

(本部長及び副本部長の職務)

第12条 本部長は、避難実施責任者として、原子力災害応急対策全般について一切の指揮を行うものとする。

2 副本部長は、本部長を補佐し、被害状況を取りまとめ、本部長に事故があるときは、副本部長がその職務を行う。

(連絡調整班の職務等)

第13条 連絡調整班は、原子力事故等の情報を収集した場合は、直ちに本部長に報告するとともに、緊急連絡先一覧をもとに、県保健福祉部担当課や市町村等の災害対策本部等と連絡を取り、正確な情報の収集と避難誘導等の応援要請を行う。

2 連絡調整班は、本部長の指示のもとに、緊急連絡先一覧（別紙3）により、職員等に本部長の指示等を連絡する。

3 原子力事故等に関する情報を収集した者は、速やかに連絡調整班に報告しなければならない。

- ・ 原子力災害発生後の初動対応とその後の避難活動を安全かつ迅速に行うため、関係者間の連携不足による情報の受伝達に混乱が生じないように、避難訓練等を通してシミュレーションをしておいてください。
- ・ 地元自治体の発表情報やテレビ（カーナビのテレビも有効）、ラジオ、ホームページなどの災害情報（空間放射線量を含む）について、最新情報の把握に努めてください。
- ・ 原子力災害に関する正確な情報の収集と避難対応の伝達を行うため、速やかに県及び市の担当窓口連絡し、今後の情報伝達手段や方法を確認するなど緊急時連絡体制を整備してください。
- ・ 医療機関にあつては、平成25年10月に設立された「ふくしま病院連携ネットワーク」や、「広域災害・救急医療情報システム（EMIS）」など、災害医療に関わる情報共有や被災地域での迅速かつ適切な医療・救護に関わる各種情報の集約・提供するシステムの活用も検討してください。
- ・ 県とは可能な限り継続的に連絡を取り合い、施設の対応状況や支援要請を伝達してください。
- ・ 少人数体制での勤務中に原子力事故等が発生した場合の職員召集の方法について、原子力防災教育などを通じて職員間で共有しておいてください。
- ・ 必要に応じて、他施設や自主防災組織等への支援要請を行ってください。

（安全確認班の職務）

第14条 安全確認班は、施設及び危険物の安全確認、消防用設備の配備、施設内の衛生確保を行うとともに、屋内退避あるいは避難に備えた措置等を講じるものとする。

（救護班の職務）

第15条 救護班は、救急医薬品の確保、救急救護所の設置、負傷者の救出、応急手当及び病院等への移送等を行うものとする。

（応急物資班の職務）

第16条 応急物資班は、食糧、飲料水、医薬品、介護用品、入所者移送資機材、非常用自家発電機等を確保するものとする。

（避難準備）

第17条 本部長は、国・県・市町村等から避難準備に関する情報を収集した場合は、避難誘導班を指示し、利用者の避難準備をさせるものとする。

- 2 避難誘導班は、本部長の指示に従い、施設利用者に対し現在の状況を伝達するとともに、安全確認を行う。その際、施設利用者には不必要な不安や動揺を与えないよう配慮するものとする。
- 3 本部長は、避難の実施により、避難しなかった場合に比べて健康リスクが高まる施設利用者を特定し、屋内退避について判断するものとする。また、その中でも医療提供等の面から長期間の屋内退避は困難な施設利用者を特定し、あらかじめ対応を決めておくものとする。
- 4 本部長は、県保健福祉部担当課に対し、避難する者の情報、避難により健康リスクが高まる者及び長期間の屋内退避が困難な者の有無及び状態、避難に必要な車両、資機材の調達、支援者の派遣など避難に当たって必要となる情報伝達と支援要請を行うものとする。
- 5 家族等の利用者の引き取りは、家族が直接病院・施設へ引き取りに来た場合にのみ行うものとする。

- ・ 家族等への引継ぎを行う場合は、家族等が病院・施設等に連絡することなく行われることがないように、あらかじめ確認していた方法により実施し、職員立会のもと、利用者や引受者の氏名、引継時刻を記録し、県保健福祉部担当課に報告願います。

（屋内退避）

- 第18条 本部長は、屋内退避指示があった場合は、その指示に基づいて、各班を指揮し、屋内退避のための適切な措置を講じる。
- 2 各班は、あらかじめ定めた行動チェックリスト（別紙7）を基に活動するものとする。
 - 3 施設利用者及びその付添者等は、職員の指示に従うものとする。

- ・ 屋内退避時には、すぐに施設内に入り、外に出ないようにし、玄関や窓などの戸締り、換気扇等の停止、顔や手洗い、着衣の交換など、放射性物質の吸入抑制や放射線を遮へいするための措置を講じ、被ばくの低減を図ってください。
- ・ 屋内退避をした場合、避難を開始した場合、利用者を避難場所まで避難させた場合などの施設の対応状況は、その都度、県保健福祉部担当課に報告願います。
- ・ 地元自治体の発表情報やテレビ（カーナビのテレビも有効）、ラジオ、ホームページなどの災害情報（空間放射線量を含む）について、最新情報の把握に努めてください。

(避難)

第19条 本部長は、避難指示があった場合は、県保健福祉部担当課と十分に調整を行った上で、その指示に基づき、各班を指揮し、施設利用者及び職員を避難させるものとする。

2 各班は、あらかじめ定めた行動チェックリスト(別紙7)を基に活動するものとする。

3 施設利用者は、職員の指示に従うものとする。

4 連絡調整班は、避難先となる施設に対して避難ルート等を連絡する。

5 避難誘導班は、避難車両に同乗して避難中の施設利用者のケアを行う。

また、避難完了時には、施設利用者の避難難先及び避難完了時刻を連絡調整班に報告する。さらに、避難後も避難場所における受入体制が整うまでの間、施設利用者のケアを行う。

6 応急物資班は、避難先で使用する物資、資機材等を搬送するものとする。

7 連絡調整班は、施設利用者の家族、県保健福祉部担当課に対し、避難先、避難完了時刻、施設利用者の健康状態等について速やかに報告する。

- ・ 避難時には、県保健福祉部担当課と避難先、避難経路及び避難手段等について十分に調整を行った上で、利用者を安全かつ迅速に避難させるものとします。
- ・ 避難の実施に当たっては、その時の状況に応じた判断を行い、被ばくを回避する措置を講じてください。
- ・ 災害用伝言ダイヤルサービスなど、事前に定めている原子力災害時の連絡方法により、家族等に入所者の状況を伝達願います。
- ・ 屋内退避をした場合、避難を開始した場合、利用者を避難場所まで避難させた場合などの施設の対応状況は、その都度、県保健福祉部担当課に報告すること。

第4章 避難中の対策

(避難先における施設利用者のケア等)

第20条 避難先における利用者のケアについては、当該施設の施設設備の状況を踏まえて、可能な限り避難前と同レベルのサービス提供に努めるものとする。

2 避難が長期化する場合等には、利用者がより環境の整った施設に転所できるよう検討を行うものとする。

- ・ 受入先に利用者への配慮事項等を伝達してください。
- ・ 広域避難等により避難が長期に及ぶ場合、利用者を他施設で受け入れできるよう県保健福祉部担当課や受入先施設等と調整が必要となる場合があります。

- ・ また、避難先でも業務が継続できるよう、利用者と一緒に職員も避難することも検討しておく必要があります。

（施設利用者の健康状態の把握・健康管理）

第21条 救護班は、施設利用者の健康状態を把握に努め、適切な食事の提供がなされるよう、県保健福祉部担当課に対し個々の健康状態や栄養管理情報に基づく特別食等の提供を要請したり、医療機関等と連絡を取り合うなど適切に対処する。

（物資及び人員の確保）

第22条 応急物資班は、避難中のケアに必要な物資や、介護職員等の人員の状況を随時把握し、県保健福祉部担当課に対し、不足する物資及び人員の確保を要請する。

(別紙1)

原子力災害対策委員会の組織体制

【施設名】

組織名	役職	職・氏名	担当業務
	委員長	施設長 ○○ ○○	・原子力災害の総合的な推進 ・原子力災害対策委員会の招集
総括・情報班	班長	○○ ○○	・緊急時の情報伝達手段・方法の確立 ・伝達事項の確認 ・原子力災害時緊急連絡網及び職員招集・参集方法の確立（緊急連絡先一覧の作成）
	班員	○○ ○○	
	班員	○○ ○○	
教育・訓練班	班長	○○ ○○	・施設利用者及び職員に対する原子力防災教育の実施 ・原子力防災訓練の企画・実施 ・訓練の実施効果等の検証
	班員	○○ ○○	
	班員	○○ ○○	
備蓄班	班長	○○ ○○	・食糧、飲料水、医薬品等の備蓄・点検 ・非常用自家発電機等の整備・点検 ・備蓄品、非常持ち出し品リストの作成 ・施設の安全確認、危険物等の安全点検、消防用設備の作動確認等
	班員	○○ ○○	
	班員	○○ ○○	

※この委員会の組織体制は例示であり、施設の規模、施設利用者及び職員数を考慮して、実態に合った組織にしてください。また、地震・津波災害等の自然災害に関する防災対策の組織がある場合は、既存の検討組織に原子力災害に関する事項を加える等して一体的に検討してください。

(別紙2)

利用者情報カード

利用者番号		担当者名 (避難誘導者)	
利用者	フリガナ		生年月日 M・T・S・H 年 月 日生
	氏 名		性 別 男 ・ 女
留意事項	既往歴	生活機能に関する留意事項	※障害・介護の程度などを具体的に記入
	現病歴		
	栄養・運動	意思疎通方法	※普段行っている方法を記入
	服用薬		
	避難手段	※避難場所までの移動手段を記入	
	避難方法	※避難にあたってどのような支援が必要か具体的に記入	
連絡先	フリガナ	自宅電話	— —
	氏 名	携帯電話	— —
		勤務先	
	続 柄	緊急連絡先	— —
	緊急時における引継希望		有 ・ 無

利用者情報カード

利用者番号		担当者名 (避難誘導者)	
利用者	フリガナ		生年月日 M・T・S・H 年 月 日生
	氏 名		性 別 男 ・ 女
留意事項	既往歴	生活機能に関する留意事項	※障害・介護の程度などを具体的に記入
	現病歴		
	栄養・運動	意思疎通方法	※普段行っている方法を記入
	服用薬		
	避難手段	※避難場所までの移動手段を記入	
	避難方法	※避難にあたってどのような支援が必要か具体的に記入	
連絡先	フリガナ	自宅電話	— —
	氏 名	携帯電話	— —
		勤務先	
	続 柄	緊急連絡先	— —
	緊急時における引継希望		有 ・ 無

※ 既存のリスト等で代用できる場合は作成不要です。

避難に関する基本情報

【施設名】

避難先	<p>避難先が決まっている場合は、避難先の施設名称を記載する。</p> <p>避難先が決まっていない場合は、災害時に県が関係機関等と調整して決定するため、災害時には避難先の調整に当たって必要となる次の事項について、平時からまとめている施設利用者の基本情報等を活用して整理し、県保健福祉部担当課に伝達する。</p> <ul style="list-style-type: none">・避難を行う施設利用者の合計人数・施設利用者につき添う職員の人数・避難先に求められる機能（医療機能等）と機能別の人数
避難手段	<p>避難先は施設が保有している車両を活用しつつ、不足する場合、県が関係機関と連携して必要な避難手段を確保するため、あらかじめ施設が保有する車両と必要と考えられる車両等について整理するとともに、災害時には県保健福祉部担当課へ伝達する。</p> <p><施設が保有する車両></p> <ul style="list-style-type: none">・福祉車両 乗車人数 ○○人・バス 乗車人数 ○○人・乗用車 乗車人数 ○○人・○○○ 乗車人数 ○○人 <p><必要と考えられる車両等></p> <ul style="list-style-type: none">・救急車 乗車人数 ○○人・福祉車両 乗車人数 ○○人・バス 乗車人数 ○○人・○○○ 乗車人数 ○○人
避難経路	<p>あらかじめ避難先が決まっている場合は、避難経路を作成してください。</p> <p>また、避難先が事前に決まっている場合、スクリーニングの候補地等について参考まで事前に確認をお願いします。【福島県原子力災害広域避難計画 参考資料4「スクリーニング候補地一覧」を参照ください。（計画の候補地と実際のスクリーニングの場所は変更になる可能性があります。）】なお、避難する際に、スクリーニングの場所等についても併せて指示します。</p>

※少なくとも年1回は、確認・更新してください。

(別紙6)

応急対策本部の組織体制

【施設名】

組織名	役職	職・氏名	担当業務
	本部長	施設長 ○○ ○○	・総括責任（原子力災害応急対策の実施全般についての指揮）
	副本部長	○○ ○○	・本部長の補佐 ・避難状況の取りまとめ ・本部長に事故があった場合の代理
連絡調整班	班長	○○ ○○	・災害の情報収集 ・行政機関等との連絡・調整、支援要請 ・職員への連絡 ・施設利用者の家族等への連絡
	班員	○○ ○○	
		○○ ○○	
安全確認班	班長	○○ ○○	・施設、設備の被害状況の確認、安全確認 ・ドア、窓を閉め、換気扇を止める ・火の元の確認
	班員	○○ ○○	
		○○ ○○	
応急物資班	班長	○○ ○○	・備蓄食糧、資機材の点検 ・持出品の確認 ・避難場所における必要物資、職員等の不足状況の把握
	班員	○○ ○○	
		○○ ○○	
避難誘導班	班長	○○ ○○	・施設利用者への状況説明 ・施設利用者の安全確認、状況把握 ・施設利用者の避難準備、避難誘導 ・施設利用者の家族等への引き渡し
		○○ ○○	
		○○ ○○	
救護班	班長	○○ ○○	・施設利用者の健康状態の把握 ・避難先との連携
		○○ ○○	
		○○ ○○	

※この委員会の組織体制は例示であり、施設の規模、施設利用者及び職員数を考慮して、実態に合った組織にしてください。また、地震・津波災害等の自然災害に関する防災対策の組織がある場合は、既存の検討組織に原子力災害に関する事項を加える等して一体的に検討してください。

行動チェックリスト (平常時)

【施設名： 】

区分	担当	チェック項目	結果
役割分担	総括・情報班	平常時の職員の役割分担を定めている。	
		災害時の職員の役割分担を定めている。	
		災害時の職員の行動手順を定めている。	
		職員が参集できず、事前に定めていた体制を確保できない場合の対応を定めている。	
情報収集・伝達体制	総括・情報班	職員への緊急連絡網を定めている。	
		県・市町・関係機関への緊急連絡先一覧を作成している。	
		電話以外の連絡手段を確保している。 ※例示を挙げてください。	
		災害情報の収集方法をリストアップしている。	
招集・参集方法 (様式 2)	総括・情報班	停電時・通信規制時における情報入手手段・連絡手段を把握している。 ※例示を挙げてください。	
		夜間・早朝、休日に招集・参集可能な職員を把握している。	
避難場所	教育・訓練班	徒歩や自転車・バイクで参集可能な職員を把握している。	
		職員の参集に要する時間を把握している。	
避難経路	教育・訓練班	避難場所を定めている。	
		避難場所までの移動時間を把握している。	
		避難経路を定めている。	
避難手段	教育・訓練班	避難経路図を作成して掲示している。	
		避難経路は複数の経路を選定している。	
		避難経路を通して危険個所を把握している。	
避難方法	教育・訓練班	避難手段を定めている。	
		避難に必要となる車両の数を把握している。	
		避難方法を定めている。	
入所者管理 (様式 1)	総括・情報班	徒歩での避難が困難な利用者を把握している。	
		避難に必要となる車いす、ストレッチャーの数を把握している。	
		利用者ごとの避難誘導者を定めている。	
備蓄 (様式 3)	備蓄班	夜間・早朝、休日における不足する避難誘導者を把握している。	
		利用者情報カードを作成している。	
		家族等への連絡方法・引継ぎ方法を確認している。	
		食糧の備蓄品・非常時持出品リストを作成している。	
		医薬品の備蓄品・非常時持出品リストを作成している。	
		生活物資の備蓄品・非常時持出品リストを作成している。	
		必要資機材の備蓄品・非常時持出品リストを作成している。	
備蓄量は利用者および職員分を含めて7日程度を目安としている。			
安全確認	備蓄班	飲料水の備蓄量は1日1人3リットルを目安としている。	
		備蓄品は1日に1人がどの程度使用するか把握して備蓄量を決め	
		備蓄品は複数個所に分けて備蓄している。	
		備蓄品の消費期限を管理している。	
教育	教育・訓練班	施設設備、危険物の点検をしている。	
		施設内にどのような設備があるか把握している。	
訓練	教育・訓練班	施設の耐震性・耐火性・気密性を把握している。	
		家具・ロッカーなどを金具で固定している。	
避難計画	教育・訓練班	ガラスの飛散防止措置を講じている。	
		施設内で職員への防災教育を実施している。	
地域連携	総括・情報班	行政機関等が実施する研修会等に職員を参加させている。	
		病院・施設での避難訓練を実施している。	
		訓練は、複合災害、夜間・早朝、休日を想定している。	
避難計画	教育・訓練班	地域での避難訓練に参加している。	
		避難計画を周知している。	
		避難計画は全職員が参画して見直している。	
地域連携	総括・情報班	災害応援について自主防災組織や他施設との間で取り決めをして	
		他施設との交流会、研修会を実施している。	
		施設主催行事に地域住民を招待している。	
		自治会、町内会の行事に参加している。	

行動チェックリスト（災害発生時）

【施設名： _____】

① 避難準備

区分	担当	チェック項目	結果
活動内容	本部長	応急対策本部を立ち上げる。	
	安全確認班	万一の避難に備えて、避難時に支障となる障害物がないかどうか施設内外を点検し、障害物があった場合は除去する。	
	避難誘導班	利用者に状況を説明し、落ち着かせ、不安を和らげる。	
	救護班	複合災害の場合、利用者及び職員に救出、応急手当及び病院等への移送を必要とする者がいないか確認する。	
情報収集	連絡調整班	複合災害の場合、施設に関する被害情報を収集する。	
		テレビ（カーナビのテレビ）、ラジオ、インターネット等による原子力事故に関する情報に留意し、継続的な情報収集を行う。	
		県・市町村ホームページ、防災行政無線、広報車、自治会、自主防災組織からの広報により、国・県・市町村の対応状況、病院・施設がとるべき対応を収集する。	
		県・市町村の担当窓口と連絡し、今後の情報伝達方法を確認する。複合災害の場合、併せて施設の被害情報を報告する。	
招集・参集方法	連絡調整班	当直職員は、緊急連絡網により、職員への参集要請を行う。（夜間・早朝の場合）	
	各自	非番職員は、自分や家族の安全を確保できた場合には自主的に参集する。	
避難準備	各班	屋内退避または避難指示が出された場合の担当業務内容を確認し、避難準備を開始する。	

② 屋内退避

区分	担当	チェック項目	結果
避難行動		利用者、訪問者および職員は、落ち着いて速やかに施設内（屋内）に退避し、安全を確保し、被ばくを低減する措置を講じる。	
活動内容	安全確認班	屋内へ外気が入ってくるのを防ぐため、全てのドア・窓・カーテンを閉め、窓には目張りをする。 空調設備、換気装置を止める。	
	応急物資班	食品にフタ、ラップをして、冷蔵庫で保管する。 飲料水を密閉できる容器に入れる。	
	避難誘導班	利用者に状況を説明し、落ち着かせ、不安を和らげるとともに、経過観察する。 使用者を窓側から離し、施設の中央に退避させる。	
情報収集	連絡調整班	テレビ（カーナビのテレビ）、ラジオ、インターネット等による原子力事故に関する情報に留意し、継続的な情報収集を行う。	
		県・市町村ホームページ、防災行政無線、広報車、自治会、自主防災組織からの広報により、国・県・市町村の対応状況、施設がとるべき対応を収集する。 収集した情報を応急対策本部長に伝達するとともに、職員全員で共有する。	
家族等への連絡	連絡調整班	事前に確認している連絡方法により、利用者情報カード等に記載している利用者の家族等に入所者および施設の状況を伝える。	
避難準備	本部長	県保健福祉部担当課に施設の対応状況を連絡し、今後の避難場所、避難経路、避難手段を確認する。 利用者の避難に必要な資機材と人員を確認し、不足する分は県に要請を行う。	
		避難指示の発令が見込まれる段階で、避難先施設に受入要請を行う。ただし、受入要請ができないときは県保健福祉部担当課に調整を要請する。	
	避難誘導班	本部長の指示に従い利用者の避難準備を行う。	
	各班	速やかに避難ができるよう、役割分担表に定められている項目の準備、点検を行う。	

③ 避難

区分	担当	チェック項目	結果
避難行動		県保健福祉部担当課から指示があった避難場所に速やかに落ち着いて避難する。	
避難指示	本部長	県保健福祉部担当課から指示があり、かつ受入先や避難手段が確保が整った場合は、その指示に基づいて各班を指揮し、利用者及び職員を避難させる。	
避難誘導	避難誘導班	利用者に状況を説明し、落ち着かせてから、あらかじめ定めていた避難方法により、避難車両に誘導し、受入先へ避難する。	
	避難誘導班	利用者および職員は、避難場所への移動中はマスクおよび外衣を着用させる。	
物資の搬出	応急物資班	携行品、非常持出品を確保し、避難車両に積み込む。	
施設の保安	安全確認班	火気等の消火、電灯の消灯を確認し、窓等を閉めて施錠する。	
家族等への連絡	連絡調整班	事前に確認している連絡方法により、利用者情報カード等に記載している利用者の家族及び県保健福祉部担当課に、利用者の避難先及び避難完了時刻を連絡する。	
		避難において利用者の健康状態に変化があった場合には、速やかに利用者の家族及び県保健福祉部担当課に連絡する。	
情報収集	連絡調整班	テレビ（カーナビのテレビ）、ラジオ、インターネット等による原子力事故に関する情報に留意し、継続的な情報収集を行う。	
		県・市町村ホームページ、防災行政無線、広報車、自治会、自主防災組織からの広報により、国・県・市町村の対応状況、施設がとるべき対応を収集する。	
		収集した情報を本部長に伝達するとともに、職員全員で共有する。	